

東郷町自治基本条例の検証に基づく推進方針

1 はじめに

多種多様な町民ニーズに対応したまちづくりを進めるために、町民の方々と町が情報の共有を図るとともに、町民の方々の参画・協働を進める町政運営のあり方や基本的な原則を定めた東郷町自治基本条例（以下「条例」という。）を平成25年6月に制定し、平成26年1月に施行しました。

この条例は、本町におけるまちづくりにおいて、最も重視し、最大限に尊重すべき条例として位置付けており、町職員はもとより、議会、町民の方々へ理念の浸透を図っているところです。

条例第17条では、「町は、5年を超えない期間ごとに、この条例における町民の想い及びその時点の社会情勢に照らし、並びにこれを検証し、その結果に基づき見直しが必要なときは、これを行います。」と規定しています。これは、この条例が、いつの時代にあっても町民の方々の想いに対してふさわしいものであり続けられるよう見つめ直す機会を担保したものです。

このため、条例施行から5年目となる本年度に「東郷町自治基本条例検証会議（以下、「検証会議」という。）」を設置し、委員から意見を伺うなどして条例の検証を実施しました。

2 条例の検証方法

- (1) 平成30年8月1日に、条例制定に携わった町民の方々が自由に語り合う「みんなでいきTogose座談会（以下「座談会」という。）」を開催し、条例の理念を踏まえたこれまでの取組や気づきについて意見を伺いました。
- (2) 検証会議において、条例の理念に沿った取組状況の確認、過去の住民意向調査における条例の認知結果、座談会での意見を踏まえ、委員の意見を伺いました。

3 座談会及び検証会議での意見

座談会及び検証会議では、主に次のような意見がありました。

『町民への周知がなかなか進まないため、周知にも工夫が必要』

『町民だけでなく、職員の機運をもっと高めてほしい』

『もっと短い周期で、条例を考える場があった方がよい』

『条例の前文は、今読んでも本町らしく素晴らしい』

『条例の愛称があるとわかりやすく感じられるのでは』

『アンケートといった文面の意見聴取もいいが、直接声を聴くことが大切』

『様々な施策が条例に合致しているではなく、条例の理念に基づいて様々な施策を進めているという職員の意識が大切』

『まちづくりに若い世代を取り込むきっかけを作れるとよい』

『より多くの地域住民がまちづくりに関われる仕掛けが必要』

4 検証結果について

条例の施行からこれまで、様々な取組を進めてきましたが、施行後5年目の現段階では、町民の方々や町職員への周知・啓発や条例の理念の実現に向けた取組を推進することが重要との意見が多くありました。

また、本町を取り巻く社会情勢に大きな変化がないことや、この条例が本町の目指すまちづくりのルールとして問題はないことから、条例の改正は行わないこととします。

5 今後の取組について

(1) 条例の啓発について

ア 各種団体との連携や様々な情報媒体の活用により、町民の方々に対し、効果的な周知に取り組みます。

イ 条例の理念を念頭に各施策が進められるよう町職員に対し、更なる意識付けを図ります。

(2) 条例の理念実現に向けた取組の推進

ア 学生や若い世代がまちづくりに関心を持つためのきっかけづくりを研究していきます。

イ タウンミーティングの開催など、町の施策に対する町民の方々の声を聴く機会を拡充していきます。

ウ 検証については、概ね5年を目途に実施することとしますが、随時、町民の方々にその時点の振り返りや意見を聴く機会を設け、条例の理念の実現に向け、互いに協力して進めていきます。

6 まとめ

今回の検証では、この条例を本町におけるまちづくりにおいて、最も重視し、最大限に尊重すべき条例として位置付けており、安易に考え方を考えるべきでないという前提のもと、検証を行ってきました。

様々な角度から検証を行ってきましたが、最も重要なことは、日々の暮らしの中で、町民の方々、議会及び町のそれぞれの主体が、この条例の趣旨を当たり前のこととして理解し、尊重しながらまちづくりに参画し、協働の実践を通じて、それぞれの役割を果たすことです。

今回、条例の改正は行わないこととしましたが、検証の過程でいただいたご意見を踏まえつつ、町民の方々がまちづくりに関心を持ち、町の施策や計画に意思を反映するだけでなく、地域の身近な問題解決に主体的に取り組むことができる「町民が主役」のまちづくりを引き続き目指していきます。

7 資料

- (1) 東郷町自治基本条例に係る取組について…資料1
- (2) 東郷町住民意向調査報告書（抜粋） …資料2-1
- (3) 「みんなでいき Togo 座談会」報告書 …資料2-2